

## 質 問 に 対 す る 回 答

No.	質問区分	質問内容	回 答	回答日
52	事業者募集に関する資料 5ページ 第1章7(4)	ここに記載されている竜ヶ池の再生、公園案内センターの修繕、奏楽堂、普選記念壇、鶴々亭等歴史的建造物の補修、園路のバリアフリー化、子供の遊び場の便所のリニューアル、なごやかベンチの募集については、市の事業として別途行われ、本事業での指定管理業務に含まれないという認識で正しいでしょうか。指定管理業務に含まれる場合は、その費用はサービス対価として別途支払われるという認識でよろしいでしょうか。	奏楽堂、普選記念壇、鶴々亭をはじめとした指定管理区域内にある本市所有の建造物の補修については、「別添3-1 指定管理業務及び自主事業に関する事項」中の「4 指定管理者と名古屋市の責任分担等」に記載のとおりであり、1箇所あたりの修繕工事費(税込価格)が250万円を超えない工事で、年間の総額が基準額を超えない場合の修繕費用は指定管理料に含まれます。 なお、公園案内センターの修繕及び園路のバリアフリー化につきましては、任意の特定公園施設として整備していただけますが、本市の費用負担上限額は別添2-1「公募設置管理制度(Park-PFI)にかかる整備運営に関する事項2(3)イのとおりとなります。	6月29日
53	別添2-1 5ページ 2(1)オ	各エリアのボーリング調査、地質調査、埋設物調査資料の提供をお願い致します。	正面南エリア、奏楽堂、緑化センターのボーリング調査結果及び地質調査結果を追加資料で提供いたします。埋設物に関しては、追加資料で提供する竣工図等をご確認ください。	6月29日
54	別添2-1 5ページ 2(1)オ	各エリアのレベル等の測量図の提供お願い致します。	レベルの入った現況平面図を追加資料で提供いたします。	6月29日
55	別添2-1 5ページ 2(1)オ	公募対象エリアの既存樹木について図面上に樹種銘を明記した資料を提供ください。	秋の池エリアにある名木の位置図を追加資料で提供します。その他の樹種については現地をご確認ください。	6月29日
56	事業者募集に関する資料 11ページ 第1章11	公募対象公園施設は事業者に欠格事由等が発生しない限り、10年の更新が確実に実行されるという認識で正しいでしょうか。	公募設置等計画の認定の有効期間内(20年間)においては、基本協定に基づき許可を更新する予定です。協定の解除事項については、協議により定めます。	6月29日
57	事業者募集に関する資料 11ページ 第1章11	10年後の指定管理者の非公募について、従来の指定管理者は欠格事由等が発生しない限り、必ず再指定されるという認識で正しいでしょうか。	指定管理者の再指定については、非公募で実施いたしますが、次期事業提案内容が本市の基準を満たさない場合は再指定されない可能性があります。	6月29日
58	事業者募集に関する資料 12ページ 第1章12	グループ(共同事業体)で整備運営事業を行う場合、共同事業体としての法人格(SPC)は不要という認識で正しいでしょうか。代表法人を定め、代表法人を中心としたグループ(コンソシアム等)で実施することを想定いたします。	ご理解のとおりです。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
59	事業者募集に関する資料 12ページ第1章12	整備運営事業者には特定公園施設や公募対象公園施設の設計会社、建設会社、遊具等の提供・設置会社等も含まれるという認識でしょうか。あるいは、特定運営事業者は特定公園施設や公募対象施設を20年間にわたって維持管理、運営する会社という認識でしょうか。	事業者募集に関する資料13ページで示す事業実施体制イメージの表において、必須とする役割を担う事業者は整備運営事業者に含む必要があります。第三者への業務委託又は請負については、No.21の回答をご参照ください。	6月29日
60	事業者募集に関する資料 12ページ第1章12	前問で、整備運営事業者に特定公園施設や公募対象公園施設の設計会社、建設会社等も含まれる場合、設計会社、建設会社等をここに記載される業務委託または請負先である第三者として位置付けることは可能でしょうか。	事業者募集に関する資料13ページで示す事業実施体制イメージの表において、特定公園施設、公募対象公園施設の整備・管理運営について共同事業体の構成法人が必須のものは、整備運営事業者は実質的に関与することを必須としており、業務委託または請負先である第三者として位置付けることはできません。	6月29日
61	事業者募集に関する資料 15ページ第2章1(2)	資格要件のうち、セ～タに該当するもの(設計業務実績、建設工事実績、管理運営業務実績)を証する書類等の提出要件が無かったようにお見受けしました。何かしらの提出が必要な場合、提出期限と提出すべき書類の内容をご教示ください。	資格要件セ及びソについては、特段、証明書類の提出を求めておりませんが、タの指定管理に関する実績は様式25に記載してください。	6月29日
62	事業者募集に関する資料 18ページ第2章2(6)	書類No.7,10,13～43,45～48に関して、一部パワーポイント等によるデータ作成は可能でしょうか。	図表等をパワーポイントで作成し挿入することは可能ですが、ワードまたはエクセルで作成してください。	6月29日
63	事業者募集に関する資料 20ページ第2章2(6)	CD(DVD)-ROMの提出は1枚でよろしいでしょうか。	CD(DVD)-ROMの提出は1枚です。	6月29日
64	事業者募集に関する資料 21ページ第2章2(6)	書類No.7(納税証明書)のうち、法人市町村民税及び固定資産税に関しては、名古屋市に納めている事業者以外も提出が必要なのでしょうか。	未納の有無を確認させていただく趣旨であるため、名古屋市に納めている事業者以外の事業者の納税証明書の提出は必要です。	6月29日
65	事業者募集に関する資料 23ページ第2章2(7)	第2次評価で用いるプレゼンテーションの発表資料に関して、提案書提出からプレゼンテーションの発表に用いる資料提出までの期間が現時点で想定されている場合、その内容を教示ください。	第1次評価終了次第、順次お知らせする予定です。	6月29日
66	事業者募集に関する資料 26ページ第2章3(1)イ	公募対象公園施設の許可使用料や特定公園施設の応募者負担額に関して、詳細な採点方法等がありましたらご教示ください。例えば、下限/上限額を基準に所定の計算式に当てはめて算出するのでしょうか。あるいは、複数の応募者間で相対評価を行うのでしょうか。	評価方法の詳細はお示しておりません。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
67	事業者募集に関する資料 40ページ第7章4	つるのめぐみが整備されている図書館ドライエリアを含む一帯について平面図・断面図等現況を認識できる資料、湧水口の深さが分かる資料を提供ください。	ご提供できる資料はありません。なお、周辺公園敷地から地下にある湧水口までの落差は約5.5メートルです。	6月29日
68	別添2-1 3ページ 2(1)イ(イ)	各整備エリアにおいて井戸を掘削することは可能でしょうか。	名古屋市内では設備の規模によって工業用水法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により地下水の採取を規制しているため、必要な許可または届出を経た上で井戸の設置は可能です。	6月29日
69	別添2-1 3ページ 2(1)イ(イ)	正面南エリアの情報サービスを提供しとはどのような情報サービスを想定しておられますか。また提供方法はどのような方法でしょうか。	No.13の回答をご参照ください。なお、提供方法は提案によります。	6月29日
70	別添2-1 4ページ 2(1)ウ(ウ)	外面する建具等についてはできるだけ透明又は開放的と記載がありますが、透明とはどのようなものをイメージされておりますでしょうか。	公園利用者が安心安全に利用できるよう、出入口付近や施設内の様子が外部から視認できる状態であることを想定しています。	6月29日
71	別添2-1 4ページ 2(1)エ	建築面積につきまして具体的に建物のどこまでを建築面積とみなすのか明確な基準は設けていますか。屋根と柱のみの構造物でも建築物とみなし建築面積に含むことは可能でしょうか。	建築面積は建築基準法第二条一項の「建築物」に該当する建物の面積のことです。なお、建築面積の算出は建築基準法施行令第二条二項の「建築面積」で行います。	6月29日
72	別添2-1 9ページ 2(2)イ	特定公園施設ではなく、公募対象公園施設として無料かつ全ての公園利用者が見ることが出来る展示・発表スペースやステージ、屋根付きの休憩所等を設けた場合、許可使用料はかからないという認識で正しいでしょうか。	No.32の回答をご参照ください。	6月29日
73	別添2-1 10ページ 2(2)エ	施設に必要なインフラを引いた場合、配管等の面積は設置許可使用料に含まれますか。	設置許可施設の配管等のインフラは、関連施設として本体施設と合わせて設置許可を受けていただきますので、お尋ねのとおり設置許可使用料に含まれることになります。	6月29日
74	別添2-1 10ページ 2(2)エ	公募対象公園施設に関し、園内の既存看板を更新し名称追加を行ったり、案内板等を設置したりする場合、これらの看板等については、許可使用料の対象とならないという認識で正しいでしょうか。	広告にあたらぬ公園施設の案内看板・サインは指定管理対象施設であり、設置許可等の対象にはなりません。	6月29日
75	別添2-1 10ページ 2(2)エ	自転車駐車場の附置義務について設置の際は、常設・臨時共に有料、無料の設定は事業者判断でしょうか。	事業者判断となりますが、周辺の状況に照らして実効性の有無について市と協議が必要となる場合があります。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
76	別添2-1 10ページ 2(2)オ	熊沢山エリアを除き原則通年営業と記載がありますが、年末年始、異常気象時、年1回の施設点検時等については休業が可能という認識でよろしいでしょうか。	通年営業を逸脱しない範囲で休業は可能です。	6月29日
77	別添2-1 11ページ 2(2)カ	公募対象公園施設用に限らず全ての公園利用者を対象とした駐車場を追加整備した場合、許可使用料の対象とはならないという認識で正しいでしょうか。	公募対象公園施設専用の駐車場を設けることはできません。駐車場を提案する場合、駐車場の車路を除いた面積が設置許可使用料算定の対象です。	6月29日
78	別添2-1 13ページ 2(2)キ	公募対象公園施設について、事業者が専有的に使用するのではなく、例えば誰でも利用可能な無料のテラス等を設置し、利用者自らがそこにセルフサービスで運ぶようなものを想定した場合、テラス部分を面積から除外いただくことは協議可能でしょうか。	No.32の回答をご参照ください。	6月29日
79	別添2-1 13ページ 2(2)キ	設置許可使用料単価の最低額は協議可能でしょうか。設置許可使用料を減額し、還元金を割り増しするような提案は認められるでしょうか。	最低額以上の金額をご提案ください。	6月29日
80	別添2-1 13ページ 2(2)キ	設置許可使用料単価を増額した場合、どのように提案評価に加点されるかをご教示ください。(例:最も増額が多かった提案を満点とし、他の提案をゼロとするなど)	評価方法の詳細はお示しておりません。	6月29日
81	別添2-1 13ページ 2(2)キ	設置許可使用料単価は土地に係る金額のため、税抜(非課税)金額が表示されているという認識でよろしいでしょうか。	許可使用料は非課税扱いです。	6月29日
82	別添2-1 14ページ 2(3)イ	特定公園施設の整備に要する費用の上限に関し、市負担を低減する提案を行った場合、どのように提案評価に加点されるかをご教示ください。(例:最も低減した提案を満点とし、他の提案をゼロとするなど)	評価方法の詳細はお示しておりません。	6月29日
83	別添2-1 14ページ 2(3)イ	既存樹木の間伐、剪定等の費用は特定公園施設の整備に要する費用に含まれないとありますが、特定公園施設の整備時にこれらの間伐、伐採等を行う場合、この費用は貴市が別途負担するという認識でしょうか。あるいは事業者が負担しなければならないという認識でしょうか。	許可を受けて公募対象公園施設、特定公園施設を整備する区域における既存樹木の間伐、剪定等の費用はすべて事業者負担です。	6月29日
84	別添2-1 14ページ 2(3)ウ	別添2-5で示された撤去対象建築物の一部について、改修等を行い活用する提案は可能でしょうか。	別添2-5でお示しする撤去対象建築物はすべて撤去してください。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
85	別添2-1 15ページ 2(3)エ	任意で整備や改修を行う公園施設に関し、10照明灯の詳細に関してリスト等があればご教示ください(設置場所と、水銀灯や白熱灯、LED等の種別とワット数等)。	設置場所等については、追加資料、及び現況をご確認ください。	6月29日
86	別添2-1 16ページ 2(3)オ(ウ)	特定公園施設に関し、事業者が所有したまま管理をするのはどのようなケースを想定されていらっしゃいますでしょうか。また、その場合、建物の固定資産税等は事業者が負担するという認識でしょうか。	例えば、事業者がリースにより設置する機械警備の機器、防犯カメラやWi-Fi機器などが想定されます。事業者が所有するものにかかる租税公課は事業者負担です。	6月29日
87	別添2-1 16ページ 2(3)オ(エ)	休憩所の設置について、2ヶ所以上設置する場合は合計で40人以上利用できる規模のものを設置すれば問題ないでしょうか	No.16の回答をご参照ください。	6月29日
88	別添2-1 16ページ 2(3)オ(エ)	休憩所を特定公園施設として整備した場合、施設の備品(例:テーブルや椅子等の什器他)は、貴市の所有になるという認識で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6月29日
89	別添2-1 17ページ 2(3)オ(エ)	便所は、「誰でも快適に利用できる」と表記がありますが、オストメイト対応や車椅子補助便座、点字標記、音声案内、複数言語対応は必須という認識でしょうか。	必須とする規模や機能は別添2-1の17ページに示すとおりです。	6月29日
90	別添2-1 18ページ 2(3)オ(エ)	別添2-6に示されている施設を特定公園施設として、移設・整備する場合、移設対象となる施設(別途協議)の資料、配線系統図等をご開示いただくことは可能でしょうか。	インフラに係る図面を追加資料で提供いたします。	6月29日
91	別添2-1 18ページ 2(3)オ(エ)	指定管理業務で用いる備品は貴市の所有となりますでしょうか。あるいは事業者の所有となりますでしょうか。同じく、貴市が使用する備品及び資材は貴市の所有、事業者の所有のどちらになりますでしょうか。	指定管理料により調達した備品は名古屋市に帰属します。	6月29日
92	別添2-1 20ページ 2(3)オ(エ)	特定公園施設として、公園の出入り口の増設や移設提案は可能でしょうか。	可能です。	6月29日
93	別添2-1 22ページ 2(4)	占用許可使用料単価に関して、看板に対しては税込、自転車駐車場に対しては土地に係るため非課税の金額が表示されているという認識でよろしいでしょうか。	No.81の回答をご参照ください。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
94	別添2-1 22ページ 2(4)ア	利便増進施設として看板や広告塔を設置する場合、名古屋市広告物条例第4条に基づく許可を受けるに当たっての許可手数料はいくらとなりますでしょうか。また、デジタルサイネージ等の設置は可能でしょうか。	屋外広告物条例に基づく許可使用料は所管する住宅都市局にてご確認ください。デジタルサイネージの設置は可能です。	6月29日
95	別添2-1 22ページ 2(4)イ	自転車駐車場占有許可使用料は有料・無料に関係なく、年400円/㎡となるという認識でしょうか。また、年400円/㎡が必要となる利便増進施設は、自転車駐車場以外にありますでしょうか。例えば、原付駐車場やベビーカー置き場の場合も有料・無料に関係なく占有許可使用料が必要となりますでしょうか。	占有料は有料、無料にかかわらず一律となります。利便増進施設として整備できる施設は別添2-1のP22に記載のとおりです。	6月29日
96	別添2-1 23ページ 3(1)	物価等の変動リスクに関し、国土交通省の工事等に関するスライド条項の適用はされないという認識でしょうか。	スライド条項の適用に関して、指定管理業務に関しては協議となりますが、その他の業務については適用されません。	6月29日
97	別添2-3	鯨が池の石組みに関し、移設する提案は可能でしょうか。	可能です。移設も含め、保全、石材の活用を期待します。	6月29日
98	別添2-5	撤去対象建物に関し、アスベストの使用状況、地中障害や土壌汚染の状況をご教示ください。	アスベストについてはNo.20の回答をご参照ください。地下埋設物等については追加資料の竣工図をご確認ください。土壌汚染の状況は把握しておりません。	6月29日
99	別添3-1 3ページ 2(1)オ	本業務に必要な車両は、備品ではなく、指定管理者の所有という認識で正しいでしょうか。	別添3-1「指定管理業務及び自主事業に関する事項」2-(2)オ(ウ)のとおりです。	6月29日
100	別添3-1 4ページ 2(1)カ	公募対象公園施設に関しては、貴市と災害協定等を締結し、災害発生時の対応、費用に関して別途合意するということは可能でしょうか。	協定等の締結については、選定後における公募設置等予定者との協議によります。	6月29日
101	別添3-1 5ページ 2(1)カ	過去、排水に関し、公園内で水が溢れたり冠水したケース等があれば、場所と頻度等を開示いただけますでしょうか。	平成12年東海豪雨、平成20年8月末豪雨、平成23年台風15号及び秋雨前線豪雨により、正面広場などで冠水した事例があります。詳細な範囲は市ホームページのくらしの情報で公開されている名古屋市浸水実績図をご確認ください。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
102	様式集Ⅱ	ページ数の指定について、様式11(A4表裏2ページ以内)を例に挙げた場合、A4用紙1枚に両面記載したものがボリュームの上限という認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。	6月29日
103	様式20	枚数及び書体サイズの指定はございますでしょうか。	枚数及び書体のサイズの指定はありません	6月29日
104	参考提案	枚数及び書体サイズの指定はございますでしょうか。	枚数及び書体のサイズの指定はありません	6月29日
105	様式15,16,25,26	様式15、16には公募設置計画等に関するもの、様式25、26には指定管理対象施設に関するものを記載するようになっていますが、様式15、16は指定管理対象施設を含まず、公募対象公園施設に関する内容を記載するという認識で正しいでしょうか。あるいは様式15、16と様式25、26を二重に記載するということでしょうか。様式15、16に「等」と記載されているための確認です。	様式15、16は指定管理対象施設を含まず、公募設置等計画(公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設)に関する内容を記載してください。	6月29日
106	別添2-1 5ページ 2(1)才及び11ページ 2(2)才	テナント誘致についてとしてNGなものはあるか。例えばフィットネススタジオなど(一部会員制)の使用は可能でしょうか。	整備及び運営の内容によりますが、公園の利用者のため、都市公園としての効用を高めるために必要な施設であることを鑑みた提案としてください。	6月29日
107	別添2-1 5ページ 2(1)才	名古屋市と提携し観光案内所のようなブース設置は可能でしょうか。	観光案内所は、通常、都市公園内に設置が認められた施設ではないため、設置することはできません。都市再生特別措置法による事業を行う場合において、例外的に設置が可能になるものであり、都市公園法に基づく本件事業には該当しません。	6月29日
108	別添2-1 5ページ 2(1)才	テラス席を設け期間限定でBBQやグランピングイベント等は可能でしょうか。	一般的に、BBQやキャンプ等は、デイキャンプ場やこどもキャンプ広場といったそれらを行うことを目的に設置された施設でのみ行うことを認めています。そのため、実施の可否は、設置されるテラス席の位置づけ、仕様、利用形態等により協議のうえ判断いたします。	6月29日
109	別添2-1 5ページ 2(1)才	マルシェやワークショップ等の期間限定的な活用スペースを設けることは可能でしょうか、	他の公園利用者の利用の支障とならない範囲で、マルシェやワークショップ等のイベントを実施することは可能ですが、具体的な実施の可否については、イベントごとに協議のうえ判断いたします。実施にあたっては、行為許可の取得や使用料の納付が必要な場合があります。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
110	別添2-1 5ページ 2(1)オ	新築建物(カフェ等)内にトイレ設置でも条件を満たしますか。	公募対象公園施設内に特定公園施設の便所を整備する場合は、事業終了時に、原則分離できる構造としてください。なお、公募対象公園施設として整備した便所は特定公園施設の便所には該当ませんが、公園利用者の誰もが自由に利用できることが明らかな場合は、許可使用料は原則免除とします。	6月29日
111	別添2-1 5ページ 2(1)オ	整備区域(任意)での不可行為はありますか。	整備区域(任意)においては、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の整備及び管理運営の提案が可能です。整備及び管理運営の条件は、別添2-1に示すとおりです。	6月29日
112	別添3-1 13ページ 2(1)	浮見堂を使用してのイベント等は可能でしょうか。	現在は、立入禁止になっておりますのでイベント開催はできません。改修後における実施の可否については、イベントごとに協議のうえ判断いたします。	6月29日
113	別添2-1 2ページ 2(1)イ(ア)	緑化センターバックヤードには指定管理業務に必要な管理施設のみ可能とあるが、ボランティアの講習や町内会、イベント控室などで使用できる小ホール的な施設の設置は可能でしょうか。	指定管理業務として実施する、地域やボランティアとの協働、催事の準備のための会議室等管理施設の設置は可能です。	6月29日
114	別添2-1 8ページ 2(1)コ	火気の扱いについて、屋外で火気を使用できる区域は名古屋市との協議によるが原則正面南エリアとあります。直火ではなく、専用機材の使用など安全を配慮したうえで熊沢山エリアでの火気使用は認められないでしょうか。できれば条件を加えたうえで使用の許可をいただきたい。また、火気というのは炭をなどの火の粉舞う可能性があるものを指すのでしょうか？	火気は火を使用するもの全般を指します。火の粉が舞うような類焼の恐れがなく、有人管理する火気であれば使用できますが、屋外での利用については原則正面南エリアのみです。	6月29日
115	別添2-1 6ページ 2(1)カ	建築面積の上限について、テラス席は建築面積に含まれるか。	No.71の回答をご参照ください。	6月29日
116	別添2-1 10ページ 2(2)オ	飲食店の営業について原則通年営業とあるが、年末年始休業を設定することは認められますか。	No.76の回答をご参照ください。	6月29日
117	別添2-1 10ページ 2(2)オ	熊沢山エリアについて、安全な管理をするうえで予約管理とし、無料でも利用できるエリアとした場合、建築物以外は指定管理エリアの位置づけになるのでしょうか。	特定公園施設として広場等を整備した場合は、管理許可を受けて認定計画提出者の負担で管理運営していただきます。整備された区域以外は、指定管理区域としますが、運用については協議によります。	6月29日



## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
118	別添2-1 11ページ 2(2)オ	秋の池及び熊沢山エリアの営業時間はAM6～PM9時とあるが例外は認められないのでしょうか。	秋の池及び熊沢山エリアの営業時間は原則午前6時から午後9時までの範囲とします。	6月29日
119	別添2-1 16ページ 2(3)オ(ウ)	特定公園施設管理について、認定計画提出者が施設を所有したまま管理運営というのはどのような場合が想定されるのでしょうか	No.86の回答をご参照ください。	6月29日
120	別添2-1 15ページ 2(3)ウ	既存建築物(管理事務所)撤去についてですが、そのまま活用する方法はありますか。耐震補強し躯体を活用など。	No.84の回答をご参照ください。	6月29日
121	全体	イベント等開催について、禁止事項はありますか	都市公園の風紀を乱すおそれのあるもの、専ら、営業のため宣伝、販売等を目的とするもの、都市公園の近隣住民や他の公園利用者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの、事故の発生のおそれのあるもの、公園施設を損傷又は汚損するおそれのあるもの、その他都市公園の管理に支障があると認められるものはお認めできません。具体的な実施の可否については、イベントごとに協議のうえ判断いたします。	6月29日
122	別添2-1 22ページ 2(4)イ	レンタルサイクル事業は可能でしょうか。園内での自転車利用の制限はありますか。	利便増進施設としてレンタルサイクルポートの提案は可能ですが、鶴舞公園内は名古屋市都市公園条例に基づき走行が禁止されています。	6月29日
123	全体	噴水塔の新たなライトアップは可能でしょうか	提案の内容によります。	6月29日
124	全体	ドローンを使用しての撮影などは可能でしょうか(申請の上で)。	都市公園内では、原則ドローンの使用を認めていません。ただし、行政機関が行政目的のために使用する場合は、必要やむを得ないと認められる場合であって、公園利用者の安全性を確保できると認められる場合に限り、行為許可を得た上で使用することができます。また、公園管理者や公園管理者が指定した指定管理者が、都市公園及び公園施設の管理のためにドローンを使用する場合は、本市(公園管理者)と協議の上、使用を認める場合があります。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
125	全体	フォト事業(前撮りやエンゲージメントフォト)などを行いたいと考えた場合、条件などはありますか。	都市公園条例に基づく行為許可を取得し、市に使用料の納付が必要となります。また、鶴々亭などの有料公園施設を使用する場合は、あわせて施設の使用申込及び施設使用料の納付も必要です。	6月29日
126	全体	安全に配慮し限られたスペースで花火は可能でしょうか。線香花火などの小規模なものに限る	大きな音の出ない手持ち花火程度であれば、類焼の恐れがなく、有人により管理する場合において、正面南エリアで可能です。	6月29日
127	別添1-2	指定管理区域(赤線囲い)に正面南エリアが含まれていないのはなぜでしょうか？	正面南エリアは指定管理業務の対象区域ではないため、赤線で囲う指定管理区域としておりません。	6月29日
128	事業者募集に関する資料 7ページ 第1章8(4)	現在計画されております大規模な園路、受変電施設、インフラ等の改修・整備がございましたらご教示ください。	募集要項p5で示すとおり、竜ヶ池周辺の園路のバリアフリー化などに取り組む予定です。	6月29日
129	事業者募集に関する資料 37ページ 第6章3	魅力向上事業を公募対象公園区域と指定管理区域一体で実施した場合の収益の扱いをご教示ください。公募対象公園施設としての収益と考えるのですか、指定管理自主事業の収益と考えるのですか。	設置管理許可区域(公募対象公園施設、特定公園施設)と指定管理区域の一体で魅力向上事業を実施する場合、それぞれの区域ごとに分けて収益を管理してください。設置管理許可区域内では公募対象公園施設の収益となります。指定管理区域では自主事業としての収益となります。	6月29日
130	事業者募集に関する資料 37ページ 第6章3	魅力向上事業の収支の記載は、提案者で事業毎に指定管理事業、自主事業または公募対象公園施設・特定公園施設での事業かを判断し、様式23または様式34.35に記載すればよろしいですか。	魅力向上事業の収支の記載は、整備区域内の事業は様式22、23に、指定管理対象施設内で自主事業として実施する事業は様式32、34、35に記載してください。	6月29日
131	別添2-1 10ページ 2(2)エ	公募対象公園施設の整備に伴い、「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例」に沿って必要となった自転車駐車場は特定公園施設として整備することは可能ですか。	No.37の回答をご参照ください。	6月29日
132	別添2-1 13ページ 2(2)キ	歴史的構造物等の保全修繕に活用する還元金は、指定管理事業への収益還元金として様式34、35の収支計画書上の収益事業還元金(B)に計上してよろしいですか。また、この金額を指定管理事業の修繕工事費の基準額や最低執行額に含むことは可能ですか。	公募対象公園施設の売上に対する歴史的構造物等の保全修繕に活用する還元金の提案は、指定管理業務における収益還元金の提案に計上することはできません。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
133	別添2-1 18,19ページ 2(3)オ(エ) 及び 別添2-5	既存建築物の中に休憩所の屋根付き通路までが撤去対象となっているため、案内センターの外壁補修は任意ではなく必須の整備という認識でよろしいでしょうか。	屋根付き通路が接する部分の外壁の補修は必須です。	6月29日
134	別添2-1 20ページ 2(3)オ(エ)	特定公園施設の整備について、市の負担対象とならない施設とはどのようなもののことでしょうか。	本市の負担対象とならない施設は下記のとおりです。 【休養施設】ピクニック場【遊戯施設】船遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場【運動施設】ゴルフ場【教養施設】植物園、温室、文区園、動物園、動物舎、水族館、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、記念碑【便益施設】荷物預り所【管理施設】詰所、車庫【その他】集会所	6月29日
135	別添2-1 22ページ 2(4)ア	看板または広告塔ですが、地域に関する情報や広告と併せて、一般広告も掲載可能とありますが、対象の広告物に制限はありますか。	公園内に設置することを鑑みて、良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与するものとしてください。広告物の意匠については、名古屋市都市景観室の事前審査が必要です。	6月29日
136	別添3-2 8ページ 1(4)エ	園内の歴史的構造物すべてについて、耐震診断はなされていますか。また、園内の建築物・構造物はすべて耐震対応済みという認識でよろしいですか。	耐震診断及び耐震対策はなされておられません。	6月29日
137	別添3-2 8ページ 1(4)ウ(ク)	f 駐車場について、古くなってきている各種機器、料金徴収ボックスの更新費用の負担は貴市で行っていただけるものですか。	駐車場機器の更新については、基本的にリースによる設置を想定しており、その場合のリース料は、指定管理料を充てることができます。購入による設置を拒むものではありませんが、その場合は、指定管理料に抛らず、事業者負担で設置してください。	6月29日
138	別添3-2 8ページ 1(4)エ(ア)	C 付帯施設にある栽培温室とは具体的にどの施設ですか。	緑化センターに付帯する温室のことです。	6月29日
139	別添3-2 9ページ 1(5)	鶴々亭、百華庵の利用にあたり、エアコン等、空調設備の設置状況をご教示ください。また、無い場合設置は可能ですか。	空調設備はありません。 鶴舞公園はほぼ全域が文化財保護法に基づく登録記念物(名勝地関係)であり、鶴々亭については登録記念物の構成要素の1つであることから、空調設備の設置にあたっては、文化財保護法に基づく国への協議及び届出が必要となります。	6月29日
140	別添3-2 9ページ 1(5)	鶴々亭、百華庵の利用用途に制限はありますか。一般利用やイベントでの飲食の提供などは可能ですか。制限をしている場合は理由についてもご教示ください。	提案の内容によります。	6月29日

## 質問に対する回答

No.	質問区分	質問内容	回答	回答日
141	別添3-2 10ページ 1(6)	駐車場の管理運営について、大型バスなどの駐車へ事前予約制を導入することは可能でしょうか？	可能ですが、具体的には提案の内容により判断します。	6月29日
142	別添3-8	様式2-2領収書は手書きによる複写であることが必要でしょうか。	手書きである必要はありません。	6月29日
143	別添3-8	様式2-2領収書の交付は、夜間でも申し込み時に即座に交付しなければならないのでしょうか。後日、郵送での取り扱いなどは可能でしょうか。	領収書は、現金領収時に交付してください。	6月29日
144	別添3-1 7ページ 3(1)	廃棄物処理量実績に示された廃棄物の処理費は、指定管理料実績に含まれていますでしょうか。	含むものとして指定管理料を提案してください。	6月29日
145	別添2-1 6ページ 2(1)カ	2階建てエリアにおいて地下1階、地上2階は可でしょうか。	地階の設置は可能です。	6月29日
146	別添2-1 6ページ 2(1)カ	屋上部分利用不可ですが機械設備の設置は可でしょうか。	整備の内容によりますが、周囲からの景観や騒音に配慮した設置方法とした上で、原則可能です。	6月29日